



岡山労働局発表
平成 27 年 3 月 12 日

担	岡山労働局職業安定部 担当：需給調整事業室長 需給調整事業室長補佐
当	電話 086-801-5110 (夜間直通：086-238-6219) F A X 086-801-4533

虚偽求人による労働者の募集を行った事業主に行政処分

岡山労働局（局長：三上明道）は、下記のとおり、職業安定法に基づき、虚偽の求人による労働者の募集を行った事業主に対して、職業安定法第 48 条の 3 に基づく労働者の募集を行う者に対する改善命令を行った。

平成 26 年 10 月 18 日から平成 26 年 12 月 22 日までの間、派遣労働者の募集を行うに当たり、労働者派遣契約締結の合意がないために、労働者が従事すべき業務の内容や勤務場所、勤務時間等の派遣労働者の労働条件を真正に明示できないにもかかわらず、虚偽の労働条件の求人広告を少なくとも延べ 41 件（8 事業所分）を掲載し、派遣労働者の募集を行っていたものである。

記

第 1 行政処分を受けた事業主

名 称 株式会社ネクスト
代表者の職氏名 代表取締役 國井 誠吾
所 在 地 津山市河辺 769-1

第 2 処分内容

職業安定法第 48 条の 3 に基づく労働者の募集を行う者に対する改善命令
(労働者の募集を行う者に対する改善命令の内容は第 4 のとおり)

第 3 処分理由

平成 26 年 10 月 18 日から平成 26 年 12 月 22 日までの間に、求人情報誌及び新聞折込広告を利用して、実際には労働者派遣契約を締結していないにもかかわらず、これを締結したなどとして虚偽の労働条件の求人広告を

少なくとも延べ 41 件(8 事業所分)を掲載し、派遣労働者の募集を行っていたこと。

なお、本事業主は、平成 27 年 1 月 9 日までは特定労働者派遣事業主であったが、平成 27 年 1 月 9 日付けで廃止届を提出しており、現在、労働者派遣事業は行っていない。

第 4 労働者の募集を行う者に対する改善命令の内容

1. 本件処分の原因となったもの以外の労働者の募集について適切に行われているか検証を行うこと。

なお、検証に当たっては、特に次の法条項等について、重点的に検証すること。

- (1) 職業安定法第 5 条の 3
- (2) 職業安定法第 42 条
- (3) 労働基準法第 15 条第 1 項
- (4) 平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 141 号

2. 本件処分の原因となった求人広告に対する虚偽の労働条件の明示について、その原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。

3. 貴社において、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制を明確化し、内部管理体制を再構築及び整備を行い、貴社役職員に対して法令の理解及び遵守の徹底を図ること。

事案の概要

株式会社ネクスト 岡山県津山市河辺 769-1
平成 27 年 1 月 9 日まで特定労働者派遣事業主

○(株)ネクストにおいて、虚偽派遣求人による労働者募集の疑いが発覚し、求人広告で派遣先となっている複数社に直ちに訪問調査。

○訪問調査による主な虚偽求人広告は次のとおり。

派遣先：A社（11月～12月の繁忙期に製造スタッフを募集。会社にて要員の確保済み）
⇒充足済みであるにもかかわらず、求人情報誌等にアルバイトとして募集

派遣先：B社（平成26年度中に事業所閉鎖予定。新規派遣の受入予定なし）
⇒新規受入がないにもかかわらず、求人情報誌等にアルバイトとして募集。

派遣先：C社（全体で20人の派遣受入を派遣会社複数社に依頼）
⇒20人分の受注がないにもかかわらず、求人情報誌等にアルバイト20名大募集として募集

★求人広告一覧

8社 10回 41件

※自社雇用分及び

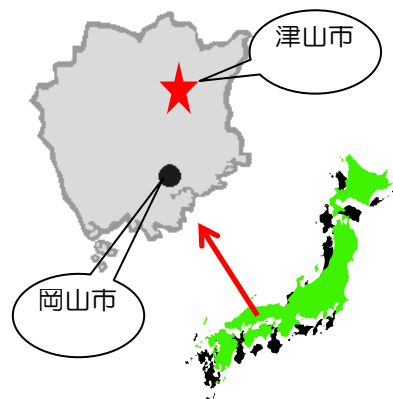
未確認事業所分

除く

情報誌名	10月	11月	12月	合計
A誌		2		2
B誌①			1	1
B誌②	2		3	5
C誌			1	1
D誌			1	1
小計	2	2	6	10

派遣労働者の募集の場合、派遣先の指揮命令の下で働いてもらうものなので、「業務（仕事）内容」「勤務時間（始業、終業、休憩時間）」「休日」等の労働条件は、募集主（派遣元）が派遣先との具体的な合意なしに設定できない（派遣会社は、派遣先との具体的な合意がない限り職業安定法第5条の3第1項の労働条件の明示が行えない。）

労働者派遣契約なき派遣労働者の求人広告の労働条件は、真正な内容足り得ず、「虚偽」である。



参 考

労働者の募集

労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自らまたは他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

労働者募集には、文書募集、直接募集、委託募集の3種類に分けられる。

文書募集、直接募集、委託募集

「文書募集」

- 新聞紙、雑誌、その他の刊行物に掲載する広告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集のことをいう。

「直接募集」

- 労働者を雇用しようとする者が、文書募集以外の方法で、自ら又はその被用者をして行う労働者の募集のことをいう。

「委託募集」

- 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外のものをして労働者の募集に従事させる形態で行われる労働者の募集のことをいう。

労働条件等の明示

職業紹介事業者及び労働者の募集を行う者は、職業紹介又は労働者の募集をするにあたり、求職者又は募集に応じて労働者になろうとする者に対し、労働条件を明示しなければならない。

求人者は、職業紹介事業者に対し、求職者の労働条件を明示しなければならない。

明示すべき労働条件とは、従事する業務、労働契約の期間、就業場所、始業及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、賃金、社会保険・労働保険の適用に関する事項である。

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の

指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の2種類に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

職業安定法 （抄）

（労働条件等の明示）

第5条の3

第1項

公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第39条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

第2項

求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

第3項

前2項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならない。

○ 職業安定法施行規則

第4条の2第1項

法第5条の3第3項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

第1号 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項

第2号 労働契約の期間に関する事項

第3号 就業の場所に関する事項

第4号 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

第5号 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第8条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項

第6号 健康保険法(大正11年法律第70号)による健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による厚生年金、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険の適用に関する事項

(募集内容の的確な表示)

第42条

新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法により労働者の募集を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、第5条の3第1項の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

(改善命令)

第48条の3

厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 60 条

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

○ 職業安定法施行規則

第 37 条第 1 項

法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 7 号 法第 48 条の 2 の規定による指導及び助言に関する権限 第 33 条の 2 第 1 項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、第 33 条の 2 第 1 項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。)

第 8 号 法第 48 条の 3 の規定による命令に関する権限 管轄都道府県労働局長

第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号 (略)

第 2 項、第 3 項 (略)

労働者派遣法 （抄）

（契約の内容等）

第 26 条

第 6 項

派遣元事業主は、第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

（待遇に関する事項等の説明）

第 31 条の 2

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるとことにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

（派遣労働者であることの明示等）

第 32 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示しなければならない。

第 2 項

派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件の明示)

第 34 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。(略)

第 2 項

派遣元事業主は、派遣先から第 40 条の 2 第 5 項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第 34 条の 2

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。(略)

労働基準法 （抄）

（労働条件の明示）

第 15 条

第 1 項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

第 2 項、第 3 項 （略）

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）（抄）

第 3 法第 5 条の 3 及び第 4 2 条に関する事項（労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示）

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

1 明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

2～7 （略）